

## (第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年12月25日																				
契約業者名	(株)大貫工務店																				
契約業者の住所	茨城県水戸市けやき台三丁目62番地1																				
工事の名称	R6東関道延方地区改良その2工事																				
工事場所	茨城県潮来市延方地先																				
工事種別	一般土木工事																				
工事概要  (変更した内容について記述する)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">道路改良</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>道路土工</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>掘削工 (ICT)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>掘削土 (ICT)</td> <td style="text-align: right;">600m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>路体盛土工 (ICT)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>路体 (築堤) 盛土 (ICT) (1)</td> <td style="text-align: right;">120,000m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>路体 (築堤) 盛土 (ICT) (2)</td> <td style="text-align: right;">7,000m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>法面整形工 (ICT)</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>法面整形 (ICT)</td> <td style="text-align: right;">15,000m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> </table>	道路改良	1式	道路土工	1式	掘削工 (ICT)	1式	掘削土 (ICT)	600m <sup>3</sup>	路体盛土工 (ICT)	1式	路体 (築堤) 盛土 (ICT) (1)	120,000m <sup>3</sup>	路体 (築堤) 盛土 (ICT) (2)	7,000m <sup>3</sup>	法面整形工 (ICT)	1式	法面整形 (ICT)	15,000m <sup>2</sup>	法面工	1式
道路改良	1式																				
道路土工	1式																				
掘削工 (ICT)	1式																				
掘削土 (ICT)	600m <sup>3</sup>																				
路体盛土工 (ICT)	1式																				
路体 (築堤) 盛土 (ICT) (1)	120,000m <sup>3</sup>																				
路体 (築堤) 盛土 (ICT) (2)	7,000m <sup>3</sup>																				
法面整形工 (ICT)	1式																				
法面整形 (ICT)	15,000m <sup>2</sup>																				
法面工	1式																				
工期 (自)	令和 7年 4月 1日																				
工期 (至)	令和 8年 3月31日																				
変更前の契約金額	169,389,000円 (税込み)																				
変更金額	+ 262,746,000円 (税込み)																				
変更後の契約金額	432,135,000円 (税込み)																				
変更理由	<p>1. 道路土工 工事間調整の結果、圧密沈下の影響により盛土土砂が他工事より搬入されないことが判明した、そのため、ストックヤードから土砂の運搬を行い土質改良の必要性も生じたため、掘削工、路体盛土工を減工し、自走式土質改良工を追加する。</p> <p>2. 地盤改良工 現地調査の結果、擁壁施工箇所にて軟弱地盤が確認され、地盤改良の必要性が生じたため、固結工 (ICT) 及び中層混合処理 (ICT) を追加する。</p> <p>3. 法面工 現地精査の結果、圧密沈下の影響で路体盛土工の数量を減工したため、法面工を減工する。</p> <p>4. 擁壁工 用地交渉の不調により、当初は路体盛土のみで計画をしていたが、路体盛土が境界より越境してしまうことが判明した。そのため帯鋼補強土壁の設置の必要性が生じたため、擁壁工を追加する。</p> <p>5. 石・ブロック積(張)工 現地精査の結果、帯鋼補強土壁で施工を計画していた箇所が一部、石・ブロック積(張)で施工が可能となり経済性・施工性に優れているため、石・ブロック積(張)工を追加する。</p> <p>6. 仮設工 現地精査の結果、盛土施工の進捗にあわせ、工事用道路のトラフィカビリティ確保の必要性が生じたため、敷鉄板を追加する。</p>																				